

2024

07

全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

健康保険 きょうと

職場内で掲示・回覧をお願いいたします



定期健康診断(事業者健診)の結果を

協会けんぽにご提供ください!

従業員の皆様の健康維持にも繋がりますので、ご協力をお願いいたします。

定期健診結果データの提供は法令で義務付けられています

加入者の皆様の健康増進を目的に、労働安全衛生法に基づき事業者が従業員へ実施する定期健診結果データの取得を行っています。定期健診結果データの提供は、「高齢者の医療の確保に関する法律」および「健康保険法」により義務付けられています。ご提供にあたり、事業者が個人情報保護に関する責任を問われることはありません。

定期健診結果データの提供のメリット

特定保健指導が受けられます

健診結果に応じた**特定保健指導(保健師又は管理栄養士による健康サポート)**が無料で受けられます。

対象者

ご提供いただいた健診結果により、生活習慣病発症のリスクが高いと判断された40歳~74歳の方



皆様の保険料に反映されます

健診結果はインセンティブ制度の評価項目に含まれます。評価結果が上位になると、**皆様の保険料が安くなる場合があります。**

インセンティブ(報奨金)制度

健診結果の提供件数を含む健診実施率等を都道府県支部ごとに順位づけし、保険料率に反映させる制度



詳細はこちら

事業所健康度カルテが無料でもらえます

従業員の健診結果や生活習慣について数値やグラフ等で事業所内の健康度を見える化した「**事業所健康度カルテ**」に、健診結果を反映できるようになります。
※健診受診者が10人以上の事業所様が対象



提供の対象となる方

協会けんぽのご加入者

※生活習慣病予防健診等、協会けんぽの補助を利用した健診を今年度受診される(した)方を除く。

提供方法(いずれかの方法でご提供ください)

- 提供依頼書を京都支部へ提出していただき、健診機関からデータを提供
※健診機関がデータ提供できない場合、③または④の方法でご提出をお願いすることがあります。
- 「健診機関から協会けんぽに健診結果を提供する」旨を含んだ契約を健診機関と締結
- 事業所様から健診結果票の写し(紙)等を提出
- 事業所様からデータを提出

詳細はこちら



提供依頼書		年月日	
事業所名		〒	
所在地		市	
電話番号		区	
担当者名		町	
健診機関名		番	
〒		号	
電話番号		代表	
健康診断日		月	
		日	
		受診人数	
			人

① 提供依頼書の様式

協会けんぽ京都支部が委託している「**東京ソフトビジネス株式会社**」から定期健診結果データの提供をご依頼する場合があります。

京都支部の
現在値

健康事業所宣言
エントリー事業所 **1,116社**
(令和6年3月末現在)

協会けんぽ京都支部では、「**京から取り組む健康事業所宣言**」を実施しています。加入事業所様のより一層の健康づくり推進のため、健康測定器の無料レンタルなど多くの特典をご用意して、事業所様の健康経営への取り組みをサポートしています。

交通事故等のケガで保険証を使用するときは 「第三者行為による傷病届」をご提出ください



交通事故など、第三者の行為が原因でケガ等をした場合でも、健康保険で診療を受けることができます。ただし、保険証を使用して診療を受けたときは「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者行為による傷病に該当すること ・交通事故 ・他人の犬にかまれた ・暴力行為 ・ゴルフやスキー等の事故 など

届出が必要な理由

保険証を使用すると、本来、加害者(相手方)が支払うべき治療費を、協会けんぽ(保険者)がその一部を立て替えて医療機関等へ支払うこととなります。立て替えた分は後日、協会けんぽが加害者に損害賠償請求をするため、事故等の状況や加害者の情報を「第三者行為による傷病届」によりお知らせいただく必要があります。



「第三者行為による傷病届」のダウンロードはこちら

示談は慎重に!

「健康保険で診療を受けるから治療費は要らない」といった内容の示談をした場合は、損害賠償請求権を放棄したことになります、健康保険を使用して診療を受けることができなくなりますので、示談は慎重に行ってください。

仕事中、通勤途中のケガでは保険証は使えません!

仕事中や通勤途中でのケガは保険証での治療は受けられません。
労災保険の適用となりますので、詳しくは勤務先を管轄する労働基準監督署にお問合せください。

健康づくりのためのウェブサイト公開中!

協会けんぽ京都支部では皆様の「健康づくり」に役立つ情報をウェブサイトにて公開しております。掲載している記事の一部をご紹介します。

建設業界で積極的に「健康経営」に取り組んでいる事業所様にお話を伺いました。



詳細はこちら



左から「大和電設工業株式会社」、「雅豊建設株式会社」ご担当者様

シティリビングの読者様に協会けんぽの保健指導を体験していただきました。



詳細はこちら



出典:シティリビングウェブ
<https://city.living.jp/osaka/f-osaka/1415058/>



京から取り組む

健康事業所宣言

「健康経営」にはまず^{きょう}「京から取り組む健康事業所宣言」へエントリーを!

加入事業所様のより一層の健康づくり推進のため、健康経営に取り組むことを宣言した事業所様を認定しサポートする「京から取り組む健康事業所宣言」を実施しています。



発行者  全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

〒600-8522 京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町28-2大和証券京都ビル2F
075-256-8630(代表) 受付時間 8:30~17:15(土日祝・12/29~1/3除く)

令和6年12月2日に健康保険証が廃止されます

健康保険証として利用登録することで、マイナンバーカードを使って医療機関を受診できます。ぜひご利用ください。
詳細はこちらから▶

